

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方公務員法の一部改正及び職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、職員の自己啓発等休業の承認等に係る事務手続が定められたことから、当該事務処理の権限を定める。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、職員の育児短時間勤務の承認等に係る事務手続が定められたことから、当該事務処理の権限を定める。

2 規則の概要

- (1) 地方公務員法及び職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく自己啓発等休業の承認等の事務処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
自己啓発等休業の承認及び期間の延長の承認 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	副知事委任決裁 部長委任決裁 課長委任決裁又は 地方機関の長委任 決裁
自己啓発等休業の承認の取消し ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例に基づく育児短時間勤務の承認等の事務処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
育児短時間勤務の承認及び承認の取消し並びに育児短時間勤務の期間の延長の承認 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
育児休業に伴う任期付職員及び臨時的任用職員の採用及び当該職員の任期の更新並びに育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用	職員課長専決
育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、育児短時間勤務職員の業務を処理するために任用した短時間勤務職員の任期等の事情により、当該育児短時間勤務職員に引き続き当該勤務の形態を継続させることの決定 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新	職員課長専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。